

5-1 経営基本方針

下水道事業は、市民の快適な暮らしの確保をはじめ、公共用水域の水質保全や若者の定着に向けたまちづくりの観点から、重要な施策として整備を進めてきました。現在整備中の公共下水道事業も令和5年度の管渠整備概成を予定していることから、今後は、管渠や施設の更新・修繕など、施設を良好な状態で維持してくためのアセットマネジメントが重要となってきます。今後も持続可能なサービスの提供及び経営を行っていくため、次の3点を経営基本方針とし取り組んでまいります。

経営基本方針

事業の効率化

安定した事業経営を実現するためには、収入と支出のバランスを考慮した中長期的な投資・財政計画により、計画的な事業運営を行っていく必要があります。水洗化率の向上や不明水の削減、民間活力の導入に向けた取組など、さらなる事業の効率化を目指します。

適正な施設の管理

管渠の更新や処理施設の長寿命化・機能強化を計画的に行い、持続的な下水道サービスを提供します。さらに、施設の統廃合などを具体的に検討し、効率的かつ適正な施設管理を行っていきます。

技術力の確保と官民連携の推進

職員研修の充実により育成と技術力・経営力を確保しつつ、官民連携の推進により下水道事業サービスを安定的に提供します。

5-2 数値目標と取組の概要

公営企業は「独立採算が原則」であり、適正な使用料収入の確保と、効率的な事業運営を行います。

今後の維持管理費の低減に向けた取り組みと合わせ、将来的な基準外繰入の解消及び資産維持費の確保を目指すための第一段階として、令和3年度決算における汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率80.6%から、令和7年度までに「汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率100%」を数値目標とし、その後も100%を維持できるよう、適切な下水道使用料水準による経営を目指します。

また、総人口に対する処理区域内人口の割合である汚水処理人口普及率は、令和3年度末で84.5%であり、登米市下水道基本構想に掲げている令和17年度「汚水処理人口普及率91.6%」に向け、令和14年度「汚水処理人口普及率89.7%」を目指し、管渠や合併処理浄化槽整備を進めます。

上記数値目標を達成するため、以下の取組を行います。

5-2-1 財源の確保と経費の削減

(1) 水洗化率の向上

水洗化率は、下水道使用料収入に大きく影響を与えます。現在、集合処理下水道事業の水洗化率は約80%であり、広報活動や補助金制度等を活用しながら水洗化率の向上に努めます。水洗化をすることで、生活及び地域の環境衛生が向上し、水質保全が図られることで上水道や農業用水等も安心して使うことができるということを理解いただくよう、呼びかけを行います。

水洗化率 (%)	令和3年度	令和14年度	望ましい方向
	80%	82%	↑

(2) 不明水の削減

管渠の接合部分などから流入する不明水は、令和3年度で1,133,502 m³であり、処理水量の約19%を占めています。管渠については、調査・点検を行い、地下水などの流入箇所を特定するとともに、適切な対策を講じます。また、今後耐用年数の経過を迎えることから令和5年度から更新に係る設計を行い、計画的な更新を実施し、不明水の削減に努めます。

不明水の割合 (%)	令和3年度	令和14年度	望ましい方向
	19%	16%	↓

(3)民間活力の導入

委託業者が長期的な視野で維持管理業務が行えるよう、これまで単年度契約としていた公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の処理施設等 29 施設の維持管理業務委託を、令和 4 年度から 3 年契約としました。現行の契約の状況を踏まえ、民間事業者が創意工夫やノウハウを活用し、より効率的・効果的に運営できるよう、複数の処理施設や業務を包括的に委託する包括的民間委託について、早期の導入を目指しより具体的な検討を行います。

(4)適正な使用料のあり方の検討

汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率が 100%となるよう、令和 5 年 10 月検針分から使用料改定を行います。改定後においては、経費回収率の動向や今後の経営状況及び社会経済情勢を把握し、下水道使用料の体系・金額が適正なものであるか毎年度検証するとともに、使用料算定期間としている 4 年ごとに使用料の見直しを行います。

表 5-1 改定使用料金表（1 か月あたり・税込）

区分	排出汚水量	使用料
基本使用料	—	1,573 円
従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ から 10 m ³	50 円
	11 m ³ から 50 m ³	217 円
	51 m ³ から 100 m ³	228 円
	100 m ³ から 400 m ³	232 円
	401 m ³ 以上	244 円

※令和 5 年 10 月検針分から令和 6 年 9 月検針分までの使用料については、激変緩和措置を行う。

(5)経営等に係る情報提供と市民等の意見の反映

令和 2 年度から地方公営企業法を適用したことから、経営・資産の状況が「見える化」されました。経営成績や財政状況及び施設の現況などを市民・下水道使用者に理解いただくため、広報紙やホームページなどにより情報提供を行っていきます。また、使用者の適正な下水道の使用がコスト削減や経費の圧縮につながることを周知・啓発し、使用者の経営への参加意識を高めていきます。

さらに、上下水道事業モニターなどを通して、市民の下水道事業全般に係る意見を経営に反映し、本市下水道事業の現状と課題の理解促進に努めます。

5-2-2 適正な施設の管理及び汚水処理施設統廃合計画の策定・実施

処理施設については、老朽化の現状を的確に把握し、長寿命化及び機能強化を行っていくとともに、人口減少を見据えながら施設規模の適正化を図っていきます。また、特に処理施設が小規模で分散している農業集落排水事業においては、各施設の処理能力に対する処理水量や近隣処理施設の状況などを勘案し、令和5年度に施設統廃合計画を策定します。さらに、農業集落排水処理区の公共下水道処理区への編入などについても検証し、合理化を進めていきます。

また、資産台帳に加え、今後の施設更新に向け、維持管理の情報や修繕の履歴などを盛り込んだより詳細な施設台帳を、令和8年度までに整備します。

5-2-3 広域化・共同化の推進

全都道府県で令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することが国から要請されており、宮城県においては県内全市町村が参加する検討会を設立しています。本市は登米・栗原ブロックに属し、取組事項について関係機関と協議・調整し、実施していきます。具体的な取組として、広域汚泥処理の検討や業務継続計画（BCP）の共同策定等が予定されています。

5-2-4 危機管理体制の強化

台風や豪雨などにより、各地で下水道施設の浸水被害が発生しています。災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による市民生活等への影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフト両面による下水道施設の浸水対策を実施する必要があります。

ハード面となる耐水化対策においては、河川氾濫などによる浸水域と施設の位置・構造などを踏まえ対策を検討します。また、ソフト面においては、災害時の業務継続と、事業が中断した場合の早期復旧を目的に、業務継続計画（BCP）を策定します。

5-2-5 技術力の確保と官民連携の推進

下水道事業においては、計画策定から設計・建設、維持管理、運営に至るまで、従事する職員には多岐にわたる専門知識と技術力が求められます。地方共同法人日本下水道事業団などが主催する外部研修や、職員同士の内部研修を積極的に行い、技術力を確保します。

また、退職や人員削減、人事異動により失われる職員の技術力を補う手段として、施設の維持管理を行う民間事業者と連携し、より専門的な知識やデータを蓄積することにより、持続可能なサービスの提供を行います。導入を検討している包括的民間委託においては、技術力に加え民間事業者の実施体制や創意工夫を活かすことにより、維持管理の効率化及び質の向上が期待されているところです。

さらに、公営企業会計の制度や経営についての知識を深めるよう、計画的な研修等を行い、より効率的な事業運営を行える職員を育てていきます。